

次に寄付金でございますが、十万円今回計上させていたたいております。これはせんたつて不幸におこりました川窪議員さんの御遺族からようたいたしたものでございまして、謹んで御冥福を祈りながら、今回ここに計上させていただきます。また、このことを御報告申し上げます。これはそのまま歳出の方で御説明申し上げますが、積立金の方に計上させていただきます。おります。

市債が七千五百万円、これは仮称中央図書館の建設債でございます。以上締めまして、今回の歳入の補正総額が二億八千八百五十八万円でございます。また、総額が七十三億九千五百三十八万円に相なるわけでございます。

次に歳出でございますが、まず議会費六百五十三万九千円の補正は議員さんと職員の人件費関係のものでございます。

総務費につきましては、各項目別の関係につきまして人件費が約三千万円、そのほか本町字供——今後商工会館と称すること相なっておりますが、これの備品関係が六百六十五万円ほど含まれまして、物件費等で約一千万円を総務費の中に計上させていただきます。徴税費以下はすべて人件費関係でございます。

次に民生費でございますが、これも主として人件費の関係でございます。なおこの人件費はすべて出てきますけれども、御案内のとおり四月一日の部制施行に伴います人事異動、その他の関係につきましての措置でございます。民生費の中で先ほど歳入で申し上げましたようにボランティア活動の推進費といたしまして、社会福祉協議会の方に事業委託をしようということで、二百万円ほど計上させていただきます。本件につきましては、当面二百万円を計上いたしましたけれども、今後の活動の成り行き、状況等を見まして、そういったものを含めまして、市長も積極的にこのボランティア活動に取り組んでいくということであり、前向きに今後取り組んでいきたいと考えております。

衛生費の関係は異動に伴います人件費の関係が減額に相なっております。約八百万円弱になります。減額、それと保健相談センターの建設事業費のうち外構工事の相殺額が五百五十八万八千円の追加補正と相なっております。

次に農林水産業費、これは特別職と職員の人件費の補正増でございます。七十三万五千円でございます。

商工費は減額の七百三十一万一千円でございますが、これも異動に伴います人件費の減でございます。

土木費は人件費がやはり異動に伴います減が一千万円ございます。それと諸工事の関係費それから下水道会計への繰出金等の相殺額で四千七百四十三万一千円の追加補正に相なっております。この中におきましては市道改良、交通安全施設の整正備、西地区の排水管等の工事費、そういったものの関連で約三千五百万円の追加、下水道会計への繰出金を二千二百万円見込ませていただいております。

消防費でございますが、七十二万四千円、これは先ほど提案申し上げました団員報酬の関連の経費の必要増でございますので、追加補正として計上させていただきます。

次に教育費でございますが、一億八千六百六十一万五千円の追加でございます。教育総務費から社会教育費を除きました保健体育費まで、このほとんどが人件費の補正でございます。社会教育費の中で建設事業といたしまして、先ほど来申し上げております、仮称中央図書館の建設関係で一億六千三百万円。

それからやはり図書館でございますので、今後の利用に供すること、急激に図書購入ということもむずかしいわけでございまして、年次的に図書をふやしていくというような考え方がございまして、当面今回の補正によりまして二千百万円ほど図書とその他の消耗品関係を含めまして計上させていただいております。教育総務費、先ほど歳入で申し上げましたように、育英基金の積立金として十万円、故川澄議員さんの御遺族の御意思をそのまま受け継ぎまして、育英基金積立金に十万円積み立てさせていただいております。

予備費が減額の七十六万二千円でございますが、歳入歳出の調整でございます。

締めまして二億八千八百五十八万八千円に相なるわけでございます。

なお、過日の臨時会で、都市計画税の関連につきまして御指摘をいただいております件につきましては、御案内のとおり目的税でございますが、当然都市計画税関連の事業に充当すべきということでございますが、今回の補正に充当いたしました金額は、いわゆる都市計画法の第十一条に規定しております都市施設の整正備に対応するものが一応原則的な補充項目ということか

自治省等の内簡等でも見解として述べられておりますが、それに伴います解釈として、補正だけに限りますと約七千万円ほどの財源充当になっております。都市計画税が九十二百万円ということになっておりますので、その他につきましましては当初予算にすむに都市計画税、現時点の二億六千六百万円をはるかに上回って充当されておりますので、当初予算と補正一号をあわせましての御理解を賜りたいと考えておりますので、よろしく願ひしたいと思います。

次に二表の地方債の補正でございますが、これは起債の方法、利率、償還の方法は前と全く同じでございます。先ほど歳入で御説明申し上げましたように、新たに仮称中央図書館の建設事業債といたしまして七千五百万円の増を見ましたので、この限度額の改定でございます。

非常に雑駁でございましたが、補正第一号の内容の概要だけ御説明申し上げます。議案第四十四号の説明にかえさせていただきます。

よろしくどうぞ御審議を賜りまして、原案御確定くださるようお願いいたします。

○議長(岩田 博君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番(貫井喜代次君) 歳入の都支出金、都補助金についての目の関係で見解を説明願ひたいと思います。

今回新たに土木費の都補助金、目の五として計上になっておりますけれども、御承知のように当初予算で、五は消防費の都補助、六は教育費の都補助ということに目かふさかっているわけです。しかしここで五が又出たというはこういうことか。自治法の施行令においても、歳入においてはこの番号が決められておりますけれども、歳入については何ら番号の定めはないわけです。定めはないということは裏を返せば、その都度こうした補助金なり何なり出てきた場合には、逐次番号をつけていってよろしいんだというふうなことになるかと思ひますけれども、これでよろしいんだという事になれば、当初予算で計上しておいた五の消防費の補助、六にしておいた教育費の補助というものの措置はこういうふうな措置をするものであるか。こういうふうな点を一つお聞きしたい。

それから歳出でございますけれども、総務費の総務管理費で工事請負費の中の排水設備工事が七千万円計上されておりますが、これはどんな工事をする

のか。当初予算において方舎排水設備工事として六十万円が計上されておるわけでございます。この六十万円の計上と七十万円の今回の計上は同一工事のものであるか。あるいは別の工事であるか。

土木費都市計画費の目八と九に及ぼす問題ですけれども、目八の西地区汚水管排水路費の人件費、九の西地区周辺排水路費の人件費で、八の方では一般職員給が百三十三万九千円増になっている。しかし期末勤勉手当が五十五万八千円減になっているということは、何かちぐはぐでおかしいのではないかと気がするわけですね。給料が増になれば、期末勤勉手当も当然これに比例して増にならないければならないと見てきたわけですから、これはどういうことでしょうか。結果になったか。西地区周辺排水路費の方は逆でございます。汚水管排水路費の方とは逆に職員給が六十五万九千円減額になっているのに、期末勤勉手当が五十六万七千円の増になっているというのは、どうも説明を受けなければ納得のいかない数字なんです。そういうふうな点を説明をお願いしたいと思います。

これらに関連して給与費明細書もどうも何か説明をいただかなければ納得のいかないような点が見られるわけです。と申しますのは、当初予算で前年比

の職員数は三百四十五人で十二名増であったわけですね。今度さらに四名増となり、予算書の給与明細書の上から見れば十六名増となったわけでありまして、

けれども、給与費明細書の表によりますと、四名の職員増の人件費が一十五万三千一百三十円というふうにとらざるを得ないわけですが、この中には先ほど付託になりました部長クラスの管理職手当の増が含まれていると思います。管理職手

当の増というのは内訳がありますように、二百十九万四千円で、これを差し引きました残りの一千三百十一万九千円が給与費の補正額となるように見られます。この補正額の増はどのような内容となっているのか。明細書であるのにどうも明細書らしくないような内容でございます。私の見方が違うかもしれませんが、特に明

細でないようなこととは、各種手当がそれぞれ横に載っております。中でも扶養手当は職員四名の増が八十九万一千円の増とこの表からは見ざるを得ない。そうすると三月定例会の当初予算以後、急に職員が家族から出生があったり、あるいは結婚した者がたくさん出てきたということによって、こういうふうなものを計上せざるを得なくなったのかという点でございます。

又、この表においては、いままでの申し上げたようなことに関連するわけですが、

特に明細書の明細を欠くというふうな点があるのではないかと思います。というのは、その他の増減分ところの備考欄の説明では、職員が異動による増五百九十五万円ということを書かれております。給与改定あるいは先ほど申し上げましたように、官理職の改正等があったり、いわゆる給料表の改定が行われた場合なら納得できるところが、職員が右から左、あるいは左から右に異動して、給料が変わることは私はないのではないかと思います。款項目によつては、高給者とそれより低額の給料の者が入れ変わった場合には、そこに当然給料そのものが異なつた額が出来ますけれども、ここで言う表は総額でございますから、総額において何ら増減が生ずることはないと考えますけれども、そうした点もあわせて説明願えればと思います。簡単な内容でございますので、余り二度、三度と質問をしないで済むように御回答をお願いいたします。

○企画財政部長(浅見裕康君) 都の補助金第五目として、御指摘のように土木費都補助金に記載されております。本件につきましては従来も同じような方法をとってきたわけでございます。いわゆる運用解釈という形でございまして、確かに自治法の施行規則にこういったものは細かく規定はしてございしません。した

かつて自治法であつたております。歳出の款の順序に伴ひまして、やはり順番といったしまして、総務関係から教育の方にだんだん順序を追つて、各補助金の補助項目を羅列するという習慣に相なつております。したがひまして、今回当初予算で第五目として消防費の都の補助金が計上され、第六目で教育費の都の補助金が計上されておりますが、ただいま申し上げましたように運用の解釈で申し上げて非常に失礼でございしますが、従来特にこれについてはお断わりを申し上げずに、そのままスライドして最終的な決算にのります。いわゆる補助金の目番号を最終的に統一された形で羅列するというところに相なつておりました。今回も第五目として当然、消防費、教育費の上に入るといふことで土木費都補助金というのを設けたわけでございます。それでは当初予算に第五目があり、補正に第五目があるということはどういう解釈をしたらいいかということは御指摘のとおりでございしますが、一応習慣的に従来第五目でございました消防費関係を第六目に、第六目の教育費関係が第七目に変更されるというようなことで、非常に苦しい御説明を申し上げたようでございます。すけれども、そういったいわゆる事務処理の運用で従来も処理されてきたとき

まして、今回も特にそれについて注意を払わず、このまま補正一号として計上させていたような次第でございます。よろしく願いたします。

それから歳出の関係でございますが、総務管理費の排水設備工事七十万円の追加補正でございます。これも御指摘をいただきましたように、説明欄は全く同じ説明でございます。質的な工事内容も同じでございます。当初予算で見込んでいた六十万円という工事費、いわゆる汚水の接続のための工事を実質的に設計いたしました段階におきまして、不足を来すということに相なりましたので、今回七十万円の追加補正をお願いしたわけでございます。設計の点につきましては、相当大幅な差が出たことにつきましては、深く反省をいたしたいと思っております。

○総務部長（上野重勝君） 西地区汚水管並びに西地区周辺排水路の關係につきましては、補助事業との関連がございしますので、建設部長の方から答弁をいただきたいと思います。

最後の給与表についてでございますが、御指摘のように当初予算におきましては三百四十五名、十二名増ということでの予算を計上させていただきましたが、今回改めて四名の増員ということでございます。四月一日に部制を施行い

たしまして、機構が大幅に改正をされたわけでございます。当初予算を編成を

いたします一月の時点におきましては、まだ四月一日にどのような形で、どのような人員配置がなされるかということが明確になっておりませんので、その当時の組織から類推をして予算を計上した次第でございますけれども、今回部制施行によりまして組織が改められ、それに関連いたします人件費が大幅に変更になりました。今回の補正に相なった次第でございます。したがって、組織そのものが

大変分かれてしまっておりまして、端的に比較するということが大変困難でございますので、私どもでは前回の当初予算に計上した際の個人個人の人件費を全部比較をいたしまして、さらに今回の部制に伴います配置に基づく細い給与計算、人件費計算をいたしまして、それに基づく整備を計上いたしましたので、人件費等につきましては、各項目につきまして大幅な変更がなされたということでございます。

端的に申し上げますならば、今回の四人増員になった原因は、まず第一点は区画整理会計から一名こちらの方に入っております。それが明確に増員になるということでございます。それからもう一つは、保母さんが実は三月三十一日でやめると

いうことでございましたが、その方が四月一ばいまで勤められましたので、この時点におきましては、教としては二人ということで、一人多くなっております。さらに監査事務局長が専任されたということ、それから都市計画の方に今回新しく建築係というのばでございまして、都市計画の方に実質的に一名ふえたということば四名になりました。主な理由でございまして、組織が十分変わっておりますので、なかなか比較検討というのはむずかしいわけでございます。増員につきましては以上のような関係でございます。

それから扶養手当に付いて八十九万一千円が増額になりましたが、確かに御指摘のように人員が四名ふえたということでございしますが、そのほかにいろいろ原因がございします。余り出るうはおかしいではないかということでございしますが、たまたま人事異動によりまして、被扶養者を持っております職員が多くなって入ってきたというふうな関係で扶養手当がふえたということ、それからさらに四月一日時点で新たに扶養親族を扶養することになった職員がございまして、この分が九名でございします。これを合計いたしまして、扶養手当につきまして八十九万一千円というふうな金額の増になった次第でございします。

それから給与分の五百九十五万円の増でございしますが、これも一般会計全般の中で相殺をしながらやりましたので、実際に金額としては五百九十五万円の増ということになっておりまして、職員手当が八百七十三万八千円、これらがかなりふえてきていますということばでございます。又、これは西地区汚水管の工事事業費、それから西地区周辺排水路事業費の関係の期末手当につきましても影響しているわけでございます。これらの関係につきましては、建設部長の方から御答弁を願いたいと思っております。

○建設部長(斉藤多市君) 御指摘の西地区汚水管排水路費と西地区周辺排水路費の期末手当の関係につきまして御説明申し上げます。

補助金関連に伴うところの月割り計上の人件費でございまして、当初予算の中では西地区汚水管排水路費につきましては、二名の職員を充てておたわけでございますけれども、その後防衛方側との折衝の結果、四名に認められました。ただし西地区汚水管については先般内示がございまして、六月から十一月までの期間ということになりました。当初の予算の中では十月から三月までということであつたわけでございますが、西地区汚水管については二名が四名になり、月割りか

六月から十一月が二名、七月から十一月が二名というようになったわけでございます。そこで期末手当につきましては、六月期末手当と十二月期末手当、三月の年度末手当の関係で、当初では十二月末と三月の年度末手当が入っておったわけでございますが、今回の補正では六月の期末手当に変更になったというようなことで、西地区汚水管の排水路費に付しては期末手当が少なくなったというようなことで減額というところでございます。さらに西地区周辺排水路費の方はふえておるわけでございますが、これにつきましては、当初三名であつたものが四名になりました。ただしこれも当初予算の中では十月から三月までという計上の仕方でもございましたが、今回確定した中では十二月から三月までの間が四名、金額的には増額でございますが、この場合には逆に十二月の期末手当が四名になり、年度末手当が四名になったという事で、当初三名であつたものが四名になったというように増額になったというような内容でございます。

○十二番(貫井喜代次君) 都支出金の目の関係でございますけれども、説明によるとこれは運用解釈であるというようにございまして、説明欄というものがこれだけあるわけで、こういうふうな関係の場合には当初予算における五の消防費都補助

あるいは六の教育費都補助を繰り下げるとか、そのための説明欄ですからわかりやすいようにすべきが、質問もなく納得のいく予算書ではないかと思うので、その点はひとつ考慮できるものであったら次回からそういうにしていただきたいという希望を申し上げます。

総務管理費の工事費でございますけれども、説明によると当初六十万円を府会より排水設備工事に充てる予定でいたところか、それでは足りないということで、さらに当初予算額より上り七十万円、あわせて百三十万円あるということでございます。こういう措置をしたということですね。それは余り好ましい予算のあり方ではないけれども、もう少しあくまでも予算があつても当初予算額より上り額の補正をするというようなことは、予算そのものに、他の予算も何か疑いが持たれるということにもなるので、こういうふうなことにひとつ注意をされたいことを望みます。

給与費の先ほどの説明によると、単に比較検討ができませんというふうなことでございますが、おのれ申し上げるうはそれはそれで、確かに三百四十人近くの職員との関係を一々やるうは大変なことだろうと思ひますけれども、表の(二)の給料及び職員手当の増減額の明細の中、備考の文句だけでも改めるべきではないかという気がいた

します。というのは先ほど申し上げましたように、五百九十五万円が職員、異動によつて増になるということはあり得ることではないので、ここは何とも書きようは幾らでもあるのではないかと思いますが、定期昇給、あるいは給料表の改定、その他、これは異動による増ということにとれるわけです。異動したためにこれだけふえるということはあり得ることではないのですから、こういう点をひとつ考えておくべきではないかと思ひます。

以上、希望や要望を申し上げて終わります。

○九番(竹田政勝君)

市税の固定資産税についてちょっとお尋ねしたいと思ひます。

固定資産税が四千七百円増額になっているわけですが、説明欄に土地分、家屋分、償却資産分とありますが、ここで増額になるのが土地が四・六%くらい、家屋が四・四%くらいでございます。この土地や家屋の税金をかけるときの算定基準というものが、百分の三とか四とか決まっているわけです。一月一日で決定してあると思うのですが、それをどうしてここでこういうふうに増額するのかわかりません。先ほど調定増というお話がございましたけれども、この点を御説明願いたいと思ひます。それから二目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金の方でござ

いますが、国鉄分、電電公社分、国有分、都有分というふうに当初予算にはあるわけですが、国鉄分、電電公社分は増額になっているが、国有分や都有分は増額になっていないが、これはどういうわけか。

都市計画税でござりますが、この分が百分の二か百分の三に上つて五〇%増額するわけですが、これも五〇%でなくやはり五三%くらいになっているが、これはやはり調定増からうまれたことと思うが、最初に固定資産の土地とか家屋というものはわかつているものなのに、どうして調定増というのが出るのか説明願ひたいと思ひます。

○企画財政部長(浅見裕康君)

固定資産税の関係におきましては、これは例

年補正の財源として追加補正されているというのが例なのでございます。一応端的に申し上げますと、安全度が非常に高かつたという形以外にはないわけですが、御指摘のとおり一月一日が課税基準日でございますので、そういった形でもう一回シビアに税務課で詰めましたところ、これは精いっぱい額でございますが、土地、家屋、償却資産につきまして、今回の一号補正で補正されていたわけがござい

けれども、それゆゑ今回の場合、国鉄、電電公社個々から申告がされます。それに基づきまして、算定した当初予算との差を今回計上させていたわけでございます。その他の関係の交納付金の対象につきましても同じような措置で出てきましたら、その都度補正をしたいと思います。

都市計画税につきましても、先ほど申し上げましたように、固定資産税が若干安全度が高かったということで、見直しの結果、実質的な税率改定に伴います五割アップを上回りました。当初八千六百万円という数字でございます。たが、今回補正をさせていたましたように、九千二百八万二千円となっております。

○九番(竹田政勝君)　そうしますと、最初から安全度が高いから低く見ておいてもいいという形で予算を組むものかどうか。

○企画財政部長(浅見裕康君)　そういうことではないわけでございます。やはり歳入をもとに当該年度の歳出が組まれるというのが予算の原則でございます。ただいま私の方から安全度が若干高かったというようなお話を申し上げましたが、では当初予算にできるだけシビアに積算したものを積み上げたものを適正に計上すべきというのが基本的な考え方ではないかと思ひます。ただ一応現時点の

いわゆる財政の硬直化、それから果敢の関連、あるいは補助金等の見直し等を含めまして、当初予算を編成したわけでございます。ただいま御答弁申し上げましたような固定資産税につきましては安全度が若干高いという点につきまして、御指摘のとおりだと思います。これにつきましては今後十分研究をし、できるだけ早く的確な数値を把握できるような形にはしたいと思ひます。

もう一点は事務的な処理といたしまして、当初予算の編成時点が最近では十月ごろから始まります。したがしまして、それから徐々に固定資産税の一月一日の課税時点までに積み上げをして、的確な数値をあげるということにつきましては、若干時間不足するということなきが、事務処理上でございます。そういうものも安全度を見ざるを得ないというふうな一つの遠因にはなっていると思ひます。そういうものを総合した形で、今後できるだけの的確な歳入把握というものを当初予算に間に合うような形で取り組んでいきたいと思ひますが、実質的な課税の時点とか、あるいは予算編成の時点、実は予算編成時点というのは従来よりもはるか早い、早まっております。したがってそれだけの準備をして取りかかれないと、当初予算の編成が間に合わないということがございまして、なかなかむずかしい問題でございますけれども、い